

## 津島市耐震シェルター等設置補助金交付要綱

### (目的等)

第1条 この要綱は、市内の木造住宅に耐震シェルター等を設置する者に対し、予算の範囲内においてその費用の一部を補助することにより、地震による住宅の倒壊から居住者の生命を守ることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 耐震シェルター等 地震発生時に、居住している住宅の倒壊から自らの命を守ることを目的とし、住宅内の一部に耐震性の高い空間を確保するもので、愛知県住宅・建築物安全ストック形成事業費補助金交付要綱により愛知県知事が認定した耐震シェルター及び公的機関により選定された防災ベッドであるとして市長が認めるものをいう。

(2) 補助対象経費 耐震シェルター等の購入、運搬及び設置に要する費用をいう。

(3) 高齢者 申請年の年度末時点で満65歳以上の者をいう。

(4) 障がい者 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者

イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に規定された精神保健福祉手帳の交付を受けている者

ウ 愛知県知事の発行する療育手帳又は愛護手帳の交付を受けている者

### (補助対象建築物)

第3条 補助金の交付の対象となる建築物は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

(1) 津島市民間木造住宅耐震改修費補助金交付要綱第2条第1号に規定する旧基準木造住宅であること

(2) 同要綱第2条第2号に規定する木造住宅耐震診断において、同要綱第2条第3号に規定する判定値が0.4未満であり、同要綱第2条第4号に基づく簡易耐震改修工事又は同要綱第7条に基づく耐震改修工事の補助金の交付決定を受けていないこと。

- (3) この要綱による補助金の交付を受けて、耐震シェルター等の設置がされていないこと。
- (4) 高齢者又は障がい者が居住していること。

(補助の対象者)

第4条 この要綱により補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のすべてを満たす者とする。

- (1) 旧基準木造住宅を所有する者(現にその建物に居住する者で所有者の同意が得られる者を含む。)であること。
- (2) 市税を滞納していない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(補助の制限)

第5条 補助の対象となる耐震シェルター等の台数は、補助対象住宅1戸当たり1台とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の額とする。ただし、その上限の額は別表第1のとおりとする。

2 前項の補助金の額に千円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助対象経費に係る契約を締結する前に、津島市耐震シェルター等設置補助金交付申請書(第1号様式)に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 木造住宅耐震診断結果報告書等の写し(津島市民間木造住宅耐震改修費補助金交付要綱第2条第2項によるものに限る。)
- (2) 見積書等補助対象経費が確認できる書類の写し
- (3) 住民票の写し又は身体障害者手帳等の写し等第3条第4項の要件が確認できる書類
- (4) 申請者と住宅所有者が異なる場合、耐震シェルター等を設置することについて、住宅所有者が承諾していることを確認できる書類(第2号様式)
- (5) 案内図
- (6) 平面図(設置予定場所を明記すること。)

- (7) 設置予定場所の写真
- (8) 市税に係る完納証明書
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定および通知)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、津島市耐震シェルター等設置補助金交付決定通知書(第3号様式)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付の目的を達成するために、必要があるときは条件を付することができる。

(補助事業の変更)

第9条 申請者は、補助金交付決定後に、補助金の額の変更が生じる設置内容の変更をしようとするときは、変更内容が分かる書類を添付して、津島市耐震シェルター等設置補助金変更申請書(第4号様式)により、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、津島市耐震シェルター等設置補助金変更交付決定通知書(第5号様式)により申請者に通知するものとする。

(補助事業の取下げ又は取止め)

第10条 申請者は、補助金交付決定後において、当該申請を取り下げるとき、又は設置を取り止めるときは、津島市耐震シェルター等設置補助金取下げ(取止め)届(第6号様式)により、市長に提出しなければならない。

(設置の報告)

第11条 申請者は、耐震シェルター等の設置が完了したときは、設置が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月末日のいずれか早い期日までに、津島市耐震シェルター等設置完了報告書(第7号様式)に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震シェルター等の設置に係る契約書の写し
- (2) 耐震シェルター等の設置に係る請求書又は領収書の写し
- (3) 設置前、設置中および設置完了後の写真

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の確定)

第12条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、津島市耐震シェルター等設置補助金交付額確定通知書(第8号様式)により、申請者に通知するものとする。

(交付請求及び交付)

第13条 申請者は、補助金の交付を請求しようとするときは、前条による補助金の額の確定後、速やかに津島市耐震シェルター等設置補助金交付請求書(第9号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書に基づき、申請者に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第14条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付した補助金の全部または一部を返還させることができる。

(1) 申請書その他の提出書類の内容に偽りがあったとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の一部または全部を取り消す場合は、津島市耐震シェルター等設置補助金交付決定(一部)取消通知書(第10号様式)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に改正前の津島市耐震シェルター等設置補助金交付要綱の規定に基づいて作成されている申請書その他の用紙は、改正後の津島市耐震シェルター等設置補助金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

別表第1(第6条関係)

設置	補助限度額
耐震シェルター	300,000円
防災ベッド	150,000円